

日本成人矯正歯科学会

歯並びコーディネーター認定制度規則

第1章 総則

- 第1条 日本成人矯正歯科学会（以下「本会」という）は、正しい歯並びの知識の普及と、適切な指導が出来る人材養成のために、歯並びコーディネーター認定制度（以下「本制度」という）を制定する。
- 第2条 本制度は、本会会則第3条に基づき、日本における矯正歯科医療の高度な水準の維持と向上を図ることにより、国民に最適な医療を提供することを目的とする。
- 第3条 本会は歯並びコーディネーターに関する必要な事業（以下「本事業」という）を行う。

第2章 歯並びコーディネーター申請者の要件

- 第4条 歯並びコーディネーターの資格（以下「本資格」という）を申請する者は、本会および本制度の主旨に賛同し、矯正歯科の正しい知識を身につけ、その知識の向上に努め、歯並びコーディネーターとしての経験を高め、国民に対する矯正歯科の普及と指導に努めなければならない。さらに、次の各項のいずれかに該当する者とする。
- 1 日本国内において矯正歯科医療に専従している者。
 - 2 日本国内において歯科医療、および矯正歯科医療にも従事している者。
 - 3 日本国内において矯正歯科医療に関連する専門的職務に従事している者。
 - 4 日本国内において矯正歯科に関連した口腔保健に関連する職務に従事している者。
 - 5 日本国内に在住し、歯並びコーディネーターとして上記の要件を満たす者。

第3章 歯並びコーディネーター委員会

- 第5条 本事業の企画、運営ならびに認定審査等を行なうために歯並びコーディネーター委員会（以下「本委員会」という）を設ける。本委員会は必要により小委員会等を開催する。

第4章 歯並びコーディネーターの申請および登録

- 第6条 本資格を得ようとする者は、第4条を満たした上で、次の各項により申請と登録をしなければならない。
- 1 本会の歯並びコーディネーター研修会（本研修会）および認定審査を受けなければならない。希望する者は別に定める申請書類に本研修会・審査費を添えて本会に提出しなければならない。
 - 2 本研修会を受講し、その後に行なわれる認定審査に合格すること。
 - 3 認定審査に合格し、認定登録料等の納入および登録手続きを完了した者には認定資格証を交付し、本会の歯並びコーディネーターとして登録する。

第5章 資格の更新

- 第7条 歯並びコーディネーターは5年毎に認定の更新を行わなければならない。
- 第8条 歯並びコーディネーターの資格の更新にあたっては、別に定める条件を満たさなければならない。

第6章 資格の喪失

第9条 歯並びコーディネーターは次の各項の一つに該当するとき、本委員会および本会の運営部会の議を経てその資格を失う。

- 1 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2 第5章による本資格の更新を行わなかったとき。
- 3 本委員会ならびに本会の運営部会が歯並びコーディネーターとして不適当と認めたとき。

第7章 補 則

第10条 本規則の施行における細則は、別に定める。

第11条 この規則の改正については本委員会の議を経て運営部会の承認を必要とする。

附 則

本規則は平成 22 年 6 月 10 日から施行する。

日本成人矯正歯科学会

歯並びコーディネーター認定制度施行細則

- 第1条 日本成人矯正歯科学会（以下「本会」という）歯並びコーディネーター認定制度規則（以下「本規則」という）に定めた事項以外については、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第4条を満たし歯並びコーディネーターの資格（以下「本資格」という）を申請する者は、以下の書類に研修会・審査費を添えて学会に提出しなければならない。
- 1 本会の歯並びコーディネーター認定研修会・審査申請書
 - 2 各種免許証、資格証等の写し（医療、教育関係等）
- 第3条 規則第6条に定める申請料等は次の各号とし、金額は別に定める。
- 1 研修会・審査費
 - 2 認定登録料
 - 3 更新登録料
- 第4条 前条に定める既納の費用等は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第5条 本資格の更新申請にあたっては、別に定めるポイントの取得が必要となる。
- 第6条 本資格を更新しようとする者は、更新書類に別に定める更新登録料を添えて本会に提出しなければならない。
- 第7条 更新の申請は、失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。
- 第8条 この細則の改正については、本委員会の議を経て、運営部会の承認を得なければならない。

附 則

- 第1条 この細則は、平成22年6月10日から施行する。
- 第2条 本規則が施行された後5年間までは、経過措置として下記のポイントを増点する
- 学会参加等
- 本会大会…………… 20点

附 表

歯並びコーディネーター資格の更新時に必要な研修ポイントは20点以上とし、点数配分は下記の通りとする。

- 本会会員（歯並びコーディネーター更新についてのみ有効）…………… 20点
但し、更新申請時に会員であり所定の年会費等の入金を確認された場合。
- 非会員 …………… 20点以上（下記からポイントを失効期限の半年前までに取得すること）
学会参加等
 - 本会大会…………… 10点
 - 本会が特別に認める学会…………… 10点 （※ 日本健康医療学会）
 - 本会が認める他学会…………… 5点 （※ 他学会の算定は最大5点まで）
 - 本会セミナー…………… 5点
 - 本研修会の再受講…………… 20点
 - 本会学術発表、学術展示…………… 15点
 - 本会誌論文掲載…………… 20点